## 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	清朝統治下における台湾の道徳教育:「聖諭」の考察を手がかりとして
Sub Title	Moral education in Taiwan under the rule of the Ch'ing dynasty : a preliminary study of the Shen'yü
Author	陳, 文媛(Chen, Wendy)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1993
Jtitle	慶応義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and
	education). No.38 (1993.) ,p.25- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000038-
	0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 清朝統治下における台湾の道徳教育

---「聖諭」の考察を手がかりとして---

# Moral Education in Taiwan under the rule of the Ch'ing Dynasty

-A preliminary study of the Shen'yü-

陳 文 媛

Wendy Chen

This study represents an attempt to understand the moral education in Taiwan under the rule of the Ch'ing dynasty. By thorough examination of the sheng'yü, or "holy teachings" on fundamental morality decreed by the succissive emperors of the Ch'ing dynasty, I discovered that the sheng'yü of all courts since that of Yong Zheng, aiming to establish a dictatorial monarchy, emphasized the concept of zhong (loyalty), or, in other words, the patriarchal relationship between sovereign and subject, master and servant. In this way, they were able to use sheng'yü as a mechanism for mantaining social order. Making use of the provincial beaurocracy, those in power disseminated sheng'yü to Taiwan, where the concept of zhong was used in governing the Taiwanese as well.

Furthermore, sheng'yü were conveniently adopted by the  $k'och\ddot{u}$ , the system of civil service examiation. Moreover, sheng'yü were introduced into Chinese folk religeons, thereby exerting a powerful influence over the attitudes of Taiwan's general population.

#### はじめに

現在の台湾における道徳教育は、儒教主義と徳目主義を柱とし、明治から敗戦までの日本の修身教育と酷似しているい。具体的には教科としての道徳教育の開設、国定教科書使用の強制など、教育制度的にも日本の植民地時代の教育の延長線上に今だに位置づけられると考えられる。台湾の道徳教育は、19世紀末に日本によって近代教育制度と共に導入されて以降ずっと国家の愛国教育政策の道具として利用されてきたのである。では日本による近代教育制度の導入以前の台湾では、どのような道徳教育が行われていたのであろうか。台湾は日本の植民地支配を契機として、日本の文化の影響を受け始めたが、そこには既に17世紀の清朝の支配に始まる二百余年の中国伝統文化が存在していたのである。道徳教育は常にその文化、その社会の現実の諸条件の中での人間の生き方に関わるものであり、当時でもその時代の影響を受け

た道徳教育が行われていたはずである。

本論では、1683 年に台湾が始めて清朝の版図に加えられてから 1895 年『馬関条約』で日本に割譲されるまでの二百余年間を扱う。そして、中国社会の封建制度が台湾に持ち込まれて以降の教育を中心に考察する。具体的には、清朝の歴代各皇帝が欽定した基本道徳である聖論<sup>2)</sup> の考察を通して、当時の台湾でどのような道徳教育が行われていたのかということについて論じる。

#### 1. 清朝統治下における台湾の教育

台湾には紀元前から既に原住民である高砂族が住んでいたが30,台湾の歴史を論ずるにあたっては中国大陸からの漢民族移住から始めるのが一般的である。日本の植民地時代の初期に台湾総督府民政部に務めていた伊能嘉矩は、『台湾志』において中国人の台湾移住について下記のように述べている。「明の崇禎以来、清の大軍、漸く南下し、支那南部の至る所、騒擾を極めしより、良民難を避けて、台湾に移るもの多く(略)」い。この記述によると、明朝の崇禎時代(1628-1642)に大陸からの移住民

<sup>\*</sup> 社会学研究科教育学専攻博士課程(教育学)

が続々と海峡を渡ってきたことが分かる。移民の中で は、主として福建省泉漳地方及び広東地方からの人が多 かった50。当時中国に広がっていた阿片, 賤, 嫖の悪風 も台湾に広まっていた。社会秩序は混乱し、人民の生命 財産の保護が出来なかったことは中国本土に比べて一層 甚かった6)。清朝初期の台湾の探検者郁永河は『稗海遊 記』に述べられたように、「野蕃は獷悍を恣にし、時々剽 掠して家を焚いたり人を殺したりする」という恐れもあ ったようである。さらに、鄭成功の功績について書かれ ている清朝の文献『台湾外記』に,「台地初めて開け,水 土に服せず、病めばすなわち死す。故に各島の搬眷とも に前まず」"と述べられているように風土の厳しさから、 家族連れの移住はとてもできない未開発地であった。こ のように少数の移住民は安定していない社会で、常に厳 しい自然環境や原住民と戦わなければならず、教育に力 を入れるような余力はなかったと思われる。

『台湾外記』の第六巻には、おそらく台湾の教育についての初めての記載と思われるものがある。「康熙 5 年 (1696 年) 正月,先師聖廟を建立して成る,旁に明倫堂を置き,又各社に学校を設けしめて師を延き,弟子をして読書せしむ,……三月經陳永華を以て学院と為し,葉亨を以て国子助教と為し,之を教えこれを養ふ,此れより台湾人始めて学を知れり』。。鄭経は父鄭成功の右腕であった陳永華の建議によって台南に台湾最古の孔子廟を建て,明倫堂を置いた。これによって,台湾教育の開始となった。しかし,これは台湾に亡命した明朝の子弟の中から行政官吏を養成するのが当面の目標で,一般の移住民は除外された。かえて,鄭経は 40 歳の若さで病死し,その成果を見るには至らなかった。

台湾に初めて中国本土からの国家支配の枠組みを持ち込んだのは明朝末期の鄭成功の勢力であった。しかし、その後この鄭氏の勢力を追い払われた清朝の二百余年の統治が行われた。そして対岸福省南部と広東省北部からの陸続たる移民が加わり、台湾は中国社会の一部分となるにいたった。清朝は台湾を領有した後、鄭経の建立した台南の孔子廟を修復し、各県にも孔子廟を新設し、学堂を開設した。そこから、台湾の教育制度が本格的に、東を開設した。そこから、台湾の教育制度が本格的に、東を開設した。そこから、台湾の教育制度が本格的に、前間時代は台湾教育史の始点であり、台湾教育史研究全般においてきわめて重要な意義をもつ時代と思われる。しかし、現在の国民党政府は、台湾は中国の一部であり、国民党を中国の唯一の政府であると主張している。たとえ現在台湾諸島しか支配していないとしても、国民党の教

育政策にしたがって、学校では中国の歴史が国の歴史として教えられており、独立した教科としての台湾の歴史は教えられていない。台湾を一番長く支配していた清朝時代についての資料も非常に少なく、関心は薄い。ほとんど知られていないのが現状といってよい。

現在の台湾政治について数多くの論説を発表した若林 正丈は清朝時代の台湾社会の特性について,「台湾社会 をある全体の一部、つまり、広義の中国社会の一部とし てとらえる視点は、文明的史観のように可能であり、ま た必要でもあり、筆者もまたそのような視点を有してい る。」100 という考え方を提示した。確かに、1683年(清・ 康熙 22 年) に始めて中国の王朝の版図に加えられてか ら, 1895年(清・光緒 21年)清朝末期『馬関条約』で, 日本に割譲されるまでの約二百年の間に「伝統的中国社 会」が台湾に成立した。また、『台湾文化志』に「今の學 宮、孔子を奉じて先聖と為し、從祀の者皆先師とし、書 院多く先師を祀り敢て先聖を祀らず、閔中の大儒は朱子 を以て最も為すが故に、書院に崇奉せざるなく、海外臺 湾も亦然り」 いと述べられているように、台湾が中国本 土福建省と同じく朱子の教化を受けた。近世の福建や広 東からの移住民は、大陸本土の習慣と風俗をそのまま台 湾に持ち込んだし、清朝の支配も及んだ事実があり、台 湾を中国の一部として見るのは歴史的に妥当であると考 える。したがって、台湾近世における教育の考察は、中 国本土つまり清朝の教育への考察を欠かすわけにはいか ない。

一方、東アジアを対象とする人類学者鈴木満男は人類 学の立場から台湾における社会と文化の関係を構造的に 把え直そうと試みている。『華麗島見聞記-東アジア政治 人類学ノート』で、台湾の漢族の出身地である中国東南 部(福建省,廣東省)は、中国本土の一種の「辺境社会」 という性格をもっていると論じた。台湾の漢族社会は、 辺境社会として、まだ定着の歴史が浅く、そして外部か らの影響を受け入れやすく, その意味で「可塑性」を十 分に持っていた12)。180 キロメートルに及ぶ台湾海峡は 中国大陸と台湾を隔てる障害物であるが、台湾住民が従 来外来文化と接触する懸け橋でもある。鈴木明も台湾に 派遣された官吏が一日も早く内地に転任したいと願っ て、台湾を本気で建設する気が見られなかったことをあ げ, 台湾は清朝の「手抜き統治」のために, はるかに歴 史からとり残された島となったと指摘した13)。このよう な地理的特殊性によって、清朝からの教育政策もかなり 変容し、中国本土と異なる形のものになってきたと考え られる。

台湾を中国社会の一部ととらえる若林正丈と、台湾を中国から独立した文化をもつ社会とみなす鈴木満男の立場は対立している。二人の考え方のどちらが妥当であるか判定するほど台湾研究は成熟していないと筆者は考える。そこで本論では、二人の視点を止揚するように心がけ、中国からの影響と台湾の独自性の二つの側面を対等に照射してみることにする。

#### 2. 国民の基本道徳規範であった「聖諭」

清朝は満州人の建てた王朝であったが、君主は中国の 伝統文化を尊重してその保護と発展に力を尽くし、自ら 漢文化に同化していった。康熙帝・乾隆帝は自ら「儒 生」を以て、堯舜孔孟の道を奉じ、従来の漢民族の君主 と異ならないことを示している<sup>11</sup>。

元来儒教というのは孔子(前 552 年-前 479 年)の教 えに始まっているが、要するに己れを修めて人を治める 「修己治人」を目的とする政治と道徳の学問である。 修 己は「己れを修む」という意味で、一人の社会人として の修養である。治人は「人を治む」で、君主としての 民衆の統治を意味する。これらは別々のことではなく、 道徳を中心にして一貫されるべきものと考えられてい た15)。儒教における「徳治」とは要するに政治と道徳を 一にする君主支配思想である。『論語』為政篇に「子曰 はく、政を為すに徳を以てすれば、譬へば北辰の其の所 に居て衆星の之に共するが如し」と述べられているよう に、道徳を中心にして、政治を行うと北極星が真中にあ って、多くの星がそれをとりまいてあいさつをしている ような形になるというのである。もちろん、中央の北極 星は君主、それをめぐる衆星は臣民を例えたものであ る16)。君主の地位が安定して人心の帰服がその一点に集 中されていることを比喩的に述べて、徳治の効果の大き さを訴えたのである。その特徴は、国家社会の統治秩序 の強化に当たって、それを個人的道徳に求めたことにあ る。そこで、君主は臣民が守るべき絶対的な道徳規範を 制定し、これを「聖諭」という形で表してきた。

「聖論」はその時代その社会において、 支配的な立場にある君主が望ましいと考える道徳を示したものである。この君主の示す「聖論」は、道徳規範としても、命令としても、民衆が無条件に服従しなければならないものであった したがって、「聖論」の内容と性格の研究は、台湾の社会の道徳思想を知るのに適当な手がかりを提供してくれるといえる。そして実施の方法とそれに対する人々の対応を探ることは道徳教育思想の現実を把握する鍵となる。このことを考えて、清朝が人民教化の基

本方針として用いた「六論」「聖論十六条」「聖論広訓」 をとり上げて,以下に考察を試みる。

#### 2-1. 「聖諭」の内容と性格

「六論」清朝は順治 2 年 (1645 年) に南京を攻略してから、中華思想に強い自負をもつ漢民族を清朝に帰一させるための思想統制に力を入れながら、積極的に君主から道徳規範を示すようになった。それはまず順治帝の「六論」(1652 年) の頒行に端を発する。これは明太祖洪武帝 (1368 年-1398 年) が人民の守るべき心がけとして制定した「聖論六言」をそのまま踏襲するものであったが。つまり、①父母に孝順せよ。②長上を尊敬せよ。③郷里に和睦せよ。④子弟を教訓せよ。⑤各生理に安んぜよ。⑥非為を作す莫れ<sup>18)</sup>、という臣民が守り、かつ実行すべき実践道徳の徳目六条である。六論は、康熙帝の聖論十六条、雍正帝の聖論廣訓が出来て、廃せられたが、清朝最初の国民教化の基本道徳として、後に出来た聖論の手本として大きな影響を与えた。

この六論に明記された徳目からみると、まず儒教道徳 に最も重要視されている「孝」を第一条に掲げている。 他は、文字通りに父兄および長者を尊敬する、郷里で隣 人と陸しく暮らす。子弟を教訓する、それぞれの身分を 安ずる、社会秩序を妨害する悪事をしないなどの徳目で ある。いうまでもなくこれらの徳目は儒教思想に基いて 制定されたものであり, 六条の中の第 1 条, 2 条, 4 条 から家父長的な権威に服従することが大切な道徳とされ たことがわかる。しかし、全体を見通しても、君主に対 しての忠誠愛国の観念を強調するというような教化理念 は一言も打ち出されていない。明朝の教化策に研究の成 果をあげた酒井忠夫は六論に忠の項目のないことについ て,「六論の道徳意識の源流が 朱子学の 伝統をうけて四 書によっていることを強調し、この面から六論が家族・ 郷間の規範としての実践道徳として自然に整理されたも のであり、この意味から忠というような抽象的なものが 入らなかった」19) と指摘している。換言すれば、それは 朱子学が重んじている『大学』での「修身斉家治国平天 下」的な思考の延長でもあった。つまり、地方自治社会 の治安を維持することが同時に王朝権力の安定を示すこ とだと考えられている。したがってここでは、民衆の教 化上、民衆に対してかれらのもっとも理解しやすい日常 生活の根本的な道徳思想をもって、教化に望んだものと 考えられるのである。

「聖論十六条」順治帝の後継ぎになったのは八歳の康熙帝であった。上位 20 年後,三藩の乱を平定し,台湾の鄭氏を征服した。清朝の政権はこれによって安定し,

長く太平が続いた。康熙帝は政務に精励し、満・漢・モンゴルの三族を差別せず、大中国の皇帝として万民のために善政を努力した。さらに自ら武芸に励むとともに学問にも精進し、とく朱子学を好み、自己の修養をつんで、儒教の説く理想的な聖天子となろうとつとめた<sup>200</sup>。康熙帝は即位した9年に「六論」に基づいて「聖論十六条」を制定し、これを教育の根本としていた。「聖諭十六条」<sup>212</sup>の内容を以下に示す。

- 1 孝弟を敦くし、以て人倫を重んぜよ。
- 2 宗族に篤くし、以て雍睦を昭かにせよ。
- 3 郷黨に和し、以て争訟を息めよ。
- 4 農桑を重んじ、以て衣食を足せよ。
- 5 節倹を尚び、以て財用を惜めよ。
- 6 学校を隆にし、以て士習を端くせよ。
- 7 異端を黜け、以て正学を崇へよ。
- 8 法律を講じ、以て愚頑を敬めよ。
- 9 禱譲を明かにし、以て風俗を厚くせよ。
- 10 本業を務め、以て明志を定めよ。
- 11 子弟を訓へ、以て非為を禁ぜよ。
- 12 誣告を息め、以て善良を全うせよ。
- 13 匿逃を誡め、以て株連を免かれよ。
- 14 銭糧を完うし、以て催科を省けよ。
- 15 保甲を聯ね、以て盗賊を弭めよ。
- 16 特急を解き、以て身命を重んぜよ。

「聖論十六条」は康熙帝が 六論の教義に基いて 制定し た聖論であるので、六論と同じ性格をもっていると思わ れる。まず、六論と同じように第一条には儒教道徳精神 の第一義「孝」が挙げられているが、忠君とか愛国とい **う事は少しも述べられていない。君主に対する義務の条** 目は殆どなく、ただ国家に対するものとしては「銭糧を 完うし、以て催科を省けよ」というように租税を間違い なく納めていれば、それで十分としている。また、「異端 を黜け、以て正学を崇へよ」と、儒学の程朱を正学とし、 道釈を異端としてみることを示した。全体からみると、 「宗族に篤くし、以て雍睦を昭かにせよ」、「郷黨に和し、 以て争訟を息めよ」、「子弟を訓へ、以て非為を禁ぜよ」、 「讐忿を解き、以て身命を重んぜよ」などのような社会 秩序に関する訓戒が多い。「保甲を聯ね、 以て盗賊を弭 め」に示されるように地方の秩序を保つために「保甲」 という制度も設けられた。それは十戸で甲を編成し、こ れに甲長が置かれ、十甲即ち百戸で保を編成し、これに 保正が置かれるというものであった。甲長と保正は選挙 により、地方官の認可を受けた上で任用されるが、それ ぞれの区域内の治安の責任を負っている22)。つまり、強 固な自治体を形成している地方社会の自然村落を,「保甲」制度という形で清朝支配権力の末端組織に組み込んでいる。自然村落と地方自治社会の治安が保たれるならば,清朝権力自体は十分に自己の安定性を存続できる状態にあったのである。

清朝初期順治・康熙時代でも、勿論、忠義ということを重んじてその思想の鼓吹に努めていなかったわけではない。ただこの時代では、ある一定の限度を越えることができなかった。なぜなら根本的には明朝までの漢民族の諸王朝時代は、「孝」を「忠」より重要な徳日としていたので、清朝初期も「孝」を表看板にしないわけにはいかなかったからである。また社会情勢上も、当時はなお明朝に対する裏切り者を重用しなければならない時期であり、「忠」を力説することは、明朝の臣民の反乱を引き起こすおそれがあったからである。順治・康熙時代では、明朝の思想を尊重した点は、清朝初期に国民の問から不満や反対運動などを引き起こすことがなく、円滑に国民に強制し得た一因になったと思われる<sup>23</sup>。

以上のように「六論」と「聖論十六条」に掲げられた 教訓がいずれも、清朝に対する忠誠を押し付けるもので はなくて、日常生活上の道徳を強調する形のものであっ たことは、清朝初期の道徳思想の一大特色だということ ができる。

「聖論廣訓」ところが、雍正時期になるとこの点に大転換が起こってくる。康熙帝のあとをうけた雍正帝は在位わずか 13 年にすぎなかったが、独裁君主体制を確立し、中央集権は一段と強化された。雍正帝が即位して 2 年後に、さらに聖論十六条に衎義として各条の説明文を付け、一万言の古文体を用いた「聖論廣訓」が公布された240。雍正帝の聖諭の衎義としての「聖論廣訓」を見れば、君臣の義が第一義とされたことが分かる。それは「事君不忠非孝、戦陳無勇非孝」という曾子の書が引用され、「孝」を基本として「忠」と「勇」という君臣の徳を包摂する教訓に拡大されるようになった。

これを清朝の統治理念とのかかわりで性格づけると以下のようにいうことができる。清朝当初から、任命の府州州縣官に地方行政の責任を負わせているが、雍正帝はこの直接民衆と接する州縣官の役割を極めて重視していた。まず、知府に対して、「国家親民の官は、守令より先なるは莫し。蓋し州縣官、民と最も親なり、而して知府は又州縣官と最も親なり。」と述べ、知州・知縣に対しては「朕惟うに、国家、首めに吏史を重んず。爾州牧・縣令は乃ち親民の官にして、吏の始基なり。」と述べ、更に州縣官は民に父母たるの責任を具有しているので、孝

を教え、忠を教えるよう訓示している。そして「朕は天下を視て一家の如く、臣鄰を視て一體の如くす。爾等も亦た宜しく深く此意を體し、一家の心を以て両省を視、一體の心を以て屬吏を知るべし、之が至公に本づき、之が至當に用うれば、則ち上司の下僚を任使すること、身の臂の指を使うが如し」と述べ、上は督撫より下は州縣官に至るまで皇帝を家父とする一家と考えることが指示されている25%。この重層的な父子関係によって国家の家父長的権威が形成されることが期待されたのである。そしてこの父子関係においては孝が基本倫理であるが、これを強固にすることによって、君主への忠が機能するというのが、清朝独裁君主体制の統治方針であった。そしてこれを天下の隅々にまで行き渡らせる目的で公布されたものが、雍正帝による「聖諭廣訓」であった。

このように、清朝の聖論は、康熙帝までに頒行した「六論」・「聖論十六条」のいずれも「孝」を第一義として重視し、郷里に和陸するような個人道徳・社会道徳に配慮のゆきとどいた内容をもつものであった。しかし独裁君主体制を目指す雍正帝が「聖論廣訓」で、君主に対する「忠」を父母に対する「孝」以上の重大な徳目に大きく転換させた。したがって、雍正期以降、清朝の教化政策を専ら忠義を尽す臣民道徳の普及を目的とすることになった。

#### 2-2. 「聖論」の教育方法と効果

行政制度上清朝は台湾を一府として福建省の管轄下に置き、台湾府を台湾の文治行政における最高機関とし、その下に台湾・鳳山・諸羅の三県を置いた。台湾は中国本土と海洋を隔て遠く、福建省の学政使(一つの省の学務教育のことを司る官吏)の管内にこれを置くことができない。したがって、台湾に「分巡台厦兵備道」を設け、これが厦門と台湾を半年交替で駐在して、学政使の事務を兼任することとした。台湾の知府(府の行政の長官)は提調官の事務を兼任し、学政使の事務に協力する。台湾府には儒学の事務を務める一人の教授を、台湾・鳳山・諸羅県の三県には県倆学の事務を務める一人の教論を、また、府県共に訓導を置き、教授と教諭の助手になる。これらの地方官が各任地で聖論による教化を行い、学校の管理や監督の責任を負った。その実施方法は以下のように規定されていた28)。

- 1. 「六論」:「地方官 ヲシテ 郷約人等ニ責成シ 毎月宣 踊セシム」
- 2. 「聖諭十六条」:「毎月朔望有司紳衿及 ビ軍民人 ヲ シテ偕ニ齊シク明倫堂ニ集マリ俱ニ宣講ヲ聴カシ メタリ」

3. 「聖論廣訓」: 「刊刻シテ府州縣郷村ニ頒行シ, 生 童ヲシテ誦読セシメ毎月朔望ニハ地方官所ニ聚集 シ逐条宜講セリ」

清朝が地方官に求めたのは、あくまで君主の名代とし て行政を実施することであった。清朝の君主は聖論の頒 行という国民教化の基本道徳を示すのみで、具体的な普 及方法はすべて地方官に一任したものという性格が強い ものであったと考えられる。聖諭の実施方法は、明朝の 「聖諭六言」 の実施方法と同じである。 つまり地方官は 「六論」をもとにして、地方に「郷約」を置き、そこか ら六十歳以上で人格上に欠点なく, 徳望著しい人を推挙 し、毎月一日・十五日に、聖諭の意味を宣講させた29)。 二番目の「聖諭十六条」の実施方法についても六諭とあ まり異ならない。いずれも「為家長者教訓子弟」、「為郷 坊之長者、教訓其郷坊之人」と同じ意味で、家父長的な 人が道徳的規範を示すことによって、村落共同体におけ る治安の維持を目指している。宣講する場所が儒学の学 校教育施設である明倫堂になったところに新しい特色で ある。一方、三番目の「聖諭廣訓」は、毎月一日・十五 日に、聖諭の意味を宣講するばかりでなく、城市・郷村 を問わず、「生童」即ち書院の生徒にも暗誦させた。さら に雍正帝以後の学校の試験において、県試、府試、院試 のいずれの際にも試験終了後に、十六条の一つが指定さ れ、その清書が課された30)。「聖諭廣訓」は天子の作っ たものであるから、試験場では一字一句を誤りなく清書 することが大切であり、もし間違って書くと不敬も甚だ しいということで、たとえ他の答えがどんなによくでき ていても必ず落第にされた。また誤りが深刻であれば、 知県は聖論を管内の人民に普及する働きを怠ったとされ た。その際教官は失職をもって糾弾され、また本人の父 兄及び家庭教師も教導の資格を得ないものとして、懲罰 を受ける。このような連帯責任の方法をとることによっ て、聖論の勉強は個人から家庭・学校・地方に至る範囲 にまで拡大されて、一層重要視されるようになった310。

先王・先師を祀り、礼を習い、道徳を涵養することを目的とした校・庠・序のような学校は、唐朝になって、科擧に応ずる学力を養うところに変じたのである。中央の学をはじめ、地方の州県の学に至るまで、すべて科擧に応ずるための教育を施すことになった。この風潮は清潮まで続けられた<sup>32)</sup>。『池北偶談』には、台湾の科擧について「康熙丁卯夏四月、福建提督張雲翼疏請す。臺灣の帰試は宜しく甘粛寧夏の例に照し、閔場に於て別に字號を編し一二名を額中すべしと、禮部覆准す、臺灣新に歸附を經て文教初めて開く、應に臺灣の一府三縣の生員を

将て甘粛寧夏の例に照し、別に字號を編し、額外に舉人一名を取中すべしと、旨を得て允行す、是科五十一名」<sup>33)</sup> という記述がある。これによって、康熙 26 年 (1687 年) 福建提督の張雲翼は台湾の文教を鼓舞するために、辺境地方である甘粛省・寧夏省と同様に、台湾に定員以外の別の合格者を一名与えるという提議を禮部で採用したことがわかる。乾隆 4 年 (1739 年) に、歳考・科考の考棚を台南府に設けて以来、受験者は年々増えて、道光 13年 (1735 年) 分巡台厦兵備道周凱の時には、受験者は四県三庁の生徒合せて 3 千余名という、福建省の泉州府以上に盛況を呈することになった<sup>34)</sup>。

『台湾教育誌稿』によると清朝政府は台湾で儒学・書院・社学・義学などの教育機関を設立したり、監督したりしていたようである<sup>35)</sup>。清朝の台湾に設立した諸学校を見ると、下記の通りである。

儒学 清朝は台湾を領有した年 (康熙 23 年, 1684 年) に、早くも台湾・鳳山に「県儒学」を設立し、翌年 さらに「府儒学」を台南に設立した。このような府県儒 学の目的は「明倫堂臥碑文」に「朝廷学校を建立し生員 を選取し其丁糧を免し厚くするに廩膳を以てす。学院学 道学官を設け以て之に教へ各衙門官禮を以て相待ち全く 賢才を養成し以て朝廷の用に給せんことを要す。諸生皆 當に上は國恩に報し下は人品を立つべし」36)と記されて いる通り、朝廷の人材を養成することにあった。府県儒 学に勤める教授と教諭の職は、学術教授だけではなく、 学宮(文廊)を管理し、生員を指導監督し、春秋二季の 先王・先師を祀「釈奠」も執行した<sup>37)</sup>。儒学で養成され た生員たちは、地方では郷紳や士紳として尊敬され、地 方官と協力して聖論の宜講や社会秩序の維持に一役買っ た。儒学の教育施設である明倫堂は聖諭を宜講する中心 地になり、清朝の官立学校として、台湾人民を故化し、 理想的な「徳治」を実現する基地であったといわれる。

書院 中国社会の中央集権的官僚養成を目的とする官学に対して、中国における書院は、学問追求を目的とする教育機関として注目すべき存在である。しかし清朝は漢民族統治の当初から、経史の学や政治的反抗の基となる恐れのある私人書院には、不許可の方針を取ったので、清朝の書院は、本来の伝統的あり方を失って、官立の学校制度と同質のものに変じた<sup>383</sup>。台湾における書院は、康熙 43 年 (1704 年) 台湾知府衞台揆が、府治の義学を改めて台南に崇文書院を創設したのが始まりである<sup>393</sup>。乾隆元年 (1735 年)、書院を奨励し人材を養成する上論「書院の制は人材を導進し、学校の及はざる所を廣むる所以なり」が頒行されてから、台湾でもその趣旨

に従って、書院事業を郷村まで拡張し、37 校を数えるに至った<sup>400</sup>。台湾の書院は儒学と同じように専ら科擧のための考試・考課を勉張させるので、儒学の補完物ともいえるものであった。雍正帝は、一万言の「聖論廣訓」を欽定して、儒学の生員にだけでなく、これらの書院の生童にも周知徹底することを目指した。

養学 『康熙 52 年禮部議准』によると、義学は「各省 府県に多く義学を立てしめ、名師を延請し孤寒の生童を 聚集し志を励まし書を読ましむしという目的の下に設け られた教育機関である。地域住民の子弟に対し、広く公 平に就学の機会を与えようとするのが清朝義学の本質で あった41)。『台湾文化志』によると、康熙 22 年台湾知府 蔣驍英は台南城内東安坊に義学を建て、これが台湾にお ける義学の創始となった(2)。台湾の義学にはその創設者 によって、府県が創設した義学と、郷紳富戸が創設した 義学の二種がある。乾隆年間の澎湖通判胡建偉が「事に 因りて郷に下る時、親ら塾館に至り、児童読む所の書に 依りて其句読を正し、若し之を教ふる善からざる者は則 ち易置し、其勤めて法を得る者を旌奨し、童子能く背書 し能く解説し、並に能く「聖諭廣訓」を誦する者は、紙 筆を給與し、以て鼓励を示し」430と述べている通り、ここ でも「聖論廣訓」が生徒の勉強の一部として奨励された。

社学 社学は清朝がまだ漢民族の居住地に侵入しはじめたばかりのころ,清朝が庶民子弟のために設立した学校であるい。すなわち庶民子弟のための公学の主流である。『雍正元年譲准』によると,社学の目的は「州縣の学を設くるや,多くは城市に在り,郷民の居住遼遠にして,学に到こと能はざれば,大郷巨堡に於てかく社学を置く」「50 ということである。台湾の社学は,始めはこの目的によって設けられたが,乾隆初期になってから,異なる性格になってきた。諸文士が詩文を作ったり,感想を交換したりする場所に変化したのである」

以上の学校は、社学を除けば、すべて松島剛が指摘したように「目的とする所は概ね一に科學に應するに在る」<sup>477</sup>という科學の試験を中心に人材を養成するものであったことがわかる。

科擧は始めから選抜試験であって,それ自体には教育の意味を含まない。しかし、聖諭は科擧の試験に合格出来るか否かの鍵になっていたので、台湾でも科擧の隆盛と共に、受験生自身が自主的にこれを学び,その学習を盛んにしていった事実が見られる。

聖論の学校教育を通じての普及に対して,一般民衆への普及は遅れていたように見える。 清朝は康熙 23 年 (1684 年) に,聖論に関する大論を台湾に頒行したが,

実際に普及するのは雍正以後のことであった。『諸羅縣志』に「公館,其事なければ子衿里老朔望に子弟を曾集し,即ち此に聖諭を宣講し,條約を申明す,又郷校の遺なり」<sup>(8)</sup> とあるように,公館が建てられ,そこで聖諭の宣講を行う予定があるという記述は残っているが,その後実行されたという記述は見当たらない。聖諭の宣講はただ明文化された計画が宙に浮いたままで,実際には実施されなかったように思われる。

康煕の末年に起った「朱一貴之乱」を平定した藍鼎元 は『臺彊經理書』の中で下記のように述べていた。すな わち「臺湾の患は、又富に在らずして教に在り、学校を 興し、師儒を重んじ、郡邑より以て郷村に至るまで、多 く義学を設け、品行ある者を延きて師と為し、朔望には 聖諭十六条を講し、多方開導言喩戸暁し、孝弟忠信禮義 廉恥の八字を以て, 士習民風を轉移すること, 斯れ今日 の急務なり」も。これは安定的な台湾社会を実現する ためには、学校の振興と、積極的に聖論を宣講すること が急務だという主張である。さらに、藍鼎元は雍正6年 (1728年)『經理臺灣書』に「各縣各郷各社に、普く講約 を立て、着實に聖諭廣訓書を宣講し、敦切開導し、徒に 視て具文と為すことなく, 愚夫愚婦をして皆善を為すの 楽を知り、皆綱常倫絶尊卑幼の義を知り、公に奉じ、法 を守らしむれば、浮囂不静の氣、以て自ら平ぐべし[50] と述べ、聖諭廣訓を人民に教えると人民は自然に三綱五 倫の意味を知り、善良になるとした。このように、聖諭 の宣講が提唱されたり、重要性が強調された結果、聖諭 の宣講は、やっと雍正 11 年 (1733 年) に、台湾府学を 初め鳳山・諸羅・彰化の三県学において始めることにな った51)。 嘉慶 25 年 (1820 年) になると, 分巡台湾兵備 道を務める葉世倬は聖諭廣訓を宣講することを目指し て, 平易な方言諺語で解釈された。また読書階級だけで なく、一般民衆にも知らせることを目的とする聖諭廣訓 直解を刊行した。それ以来,聖諭の宣講は盛んに行われ るようになった。例えば、道光 21 年から 25 年間 (1841 年-1845 年) の淡水同知を務める曹謹は、朔望毎に自ら 學宮内の明倫堂に出かけて聖諭廣訓の宣講を行った520。 また, 道光 28 年から咸豊 3 年間 (1848 年-1853 年) 分 巡台湾兵備道を務める徐宗幹は「儒学を崇び、及び書院 を修め義学を興し、且考試の情弊を釐革刷新するに力を 致し、また聖諭の宜講に深く奨励を示せり」53) とあるよ **うに、教化に力を入れた。彼は特に聖諭十六条の第八の** 「法律を講じ、以て愚頑を敬めよ」という条目を重んじ て、律例はその意味するところを深く理解させることが 必要だと主張した。例えば、聖論を宣講する時、漢武帝

が刑罰を行う図面を書いて、五刑の図と共に民衆に示した。このように規範に従わない人々への警鐘として、具体的な刑罰を強調することは台湾における宜講の一特色である547。

また『澎湖聰志』に聖諭の普及について、「澎湖は毎月朔望、協営各官吏を曾同し、媽祖宮の公所に在りて、恭しく香案を設け、上諭の牌位を請じ、三跪九叩の禮を行ひ、畢りて東西階に分班して坐し、諸生講席に登りて二章を宜講し、先ず官音を用ひて宣講一遍し、次に土音を為して、細かに詳講し、環聴の民人をして威盡く通暁せしむ。また平時に各褒の社師をして、廣訓十六章を将て教へしめ、蒙童をして幼時より熱読し、家喩戸暁せしむ」55)と述べられているところを見ると、聖諭を宣講する場所は「媽祖宮」という役所とし、宣講は台湾の民間信仰の儀式の際にも行われることになっていたことがわかる。つまり、聖諭は神聖なものとされ、畏敬の念をもって信奉させることが意図されていたのである。

従来台湾の一般民衆が敬神の念にあついことは有名 で、それは台湾開拓の厳しい自然的・社会的環境の中 で、最後にすがるものが彼等の様々な神以外になかった ことに由来する。特に航海の安全を守ってくれる「媽 祖」は台湾人全体の守護神であり、「媽祖」を祭る媽祖宮 か媽祖廟は常に民衆の生活の中心である560。聖論の普及 実施にあたっては、上記で述べたように、台湾では民間 宗教の力を借りたことが 伺われる。 さらに 『台湾風俗 志』の「臺南仁厚宮街東方の三仙臺はむかし清國官吏が 天地の祭祀を行ひたる所なりと云う。天公は正月九日及 九月二十五日之を祭る臺南天公廟は民人の信仰崇拝する もの甚だ多く亦此廟内に宣講會あり。宣講は一名勧善と 稱 し、孝順父母尊敬長上和睦郷里教訓子弟各安生理母作 非為等の勧善懲悪の説教をなす」570 という記述を見る と、聖諭の宜講を民間の伝統的な宗教の行事が行われる 日に合致させ,「信仰崇拝」の廟内に宜講会を開いたこ とがわかる。聖論の普及を台湾の社会の現実のありかた により密着したものにしようとしたのであると考えられ

民間における聖諭の宣講は寺廟での宜講だけでなく、「講善書」も広く各街道で行われ、地方官もこれを奨励した。それは、地方の生童等によって、随時行うものとして、主に聖諭の趣旨に基き、通俗平易な方言を用いて講演したものである。「善書」は明末清初期の中国文化の特色の一つとして、庶民文化の成熟中に見られたのである580。それは儒教で説くような一部の上層知識人向けの礼や規範を社会・人倫の制度を形而上学的に体系化し

ようとするものではなく、具体的な例話を掲げて、一般的な日常生活の道徳規範を示すことを意図して、まとめられたものである。中には仏教・道教の教義を加え、因果応報の説を強調したものもある<sup>539</sup>。儒教の抽象的に体系化された道徳規範を現実的実践的な因果応報の教え、つまり「行為には報いが伴う」という信念に求めようとした。仏教の因果応報と道教の鬼神からの賞罰の力を借りる「講善書」は、聖論の道徳規範のもつ外在の束縛を内在の自覚に転化させる機能を果たすことが期待されたのである。聖論はこのように、庶民生活と密接している宗教の行事や講善書を通して一般民衆の心情に巧妙に浸透させられてきたのである。

### おわりに

以上述べたように、雍正期以後、聖論は君臣主従の関係によって社会秩序を維持するための道具となり、地方官を通って、各地方に君臨したのである。清朝時代の二百年の間に、台湾では聖論の実施によって、清朝政府との君臣主従の関係が持続された。聖論は君主から与えられた上からの道徳規範である。清朝から遠く離れた台湾社会に、聖論が根付いたのは、上からの押しつけだけでなく、民衆による科舉への意欲と敬虔な信仰心という、下からの支持があったのである。台湾は中国から遠かったからこそ、科舉の合格定員が中国本土よりも多かったし、民間宗教も盛んであった。したがって、台湾での聖論の普及は、一方では科舉制度に寄生し、また地方では民衆生活の一部をなしていた宗教に溶け込む形をとって、拡大し続けたと考えられる。

#### 注

- 拙稿「道徳教育の再検討-台湾の日本植民地時代 の道徳教育と現状の考察を手がかりとして」『社 会研究科紀要』1990年。
- 2) 聖輸とは「天子の勅論。みことのり。」(広辞苑) である。
- 3) 謝 明仁『台湾社会文化史論』 浪速社 1972 年 PP. 16-19.
- 4) 伊能嘉矩『台湾志』文学社 1902 年 P. 158.
- 5) 陳 壽祺 『福建通史』 (一)卷 58 清·同治 10 年 重刊本 P. 19.
- 6) 井出季和太『台湾治績志』青史社 1988 年 P. 2.
- (7) 王 育徳・宗像隆幸 『新しい台湾-独立への歴史 と未来図』弘文堂 1990 年 P.54.
- 8) 江 日昇『台湾外記卷之六』台湾銀行経済研究室 編印 P. 236。
- 9) 前掲書 6 P. 56.
- 10) 若林正丈『台湾海峽の政治-民主化と「国体」の 相剋』日知書店 1991 年 P. 227.

- 11) 伊能嘉矩『台湾文化志』中巻 刀江書院 1965年 P. 3.
- 12) 鈴木満男『華麗島兄川記-東アジア政治人類学ノ ート』思索社 1977 年 PP. 64-82.
- 13) 鈴木 明『台湾に革命が起きる日』リクルート出版 1990年 PP.52-59
- 14) 狩野直喜『清朝の制度と文学』みすず書房 1984年 P. 381.
- 15) 金谷 治『中国思想を考える』中公新書 1993年 P. 39.
- 16) 服部 武『論語の人間観』冨山房 1896 年 PP. 275-276.
- 17) 林 友春「清朝の書院教育」『学習院大学文学部 研究年報6』1959 年 P. 196.
- 18) 六論の原文: 「第一条 孝順父母。第二条 尊敬 長上。第三条 和睦郷里。第四条 軟削子弟。第 五条 各安生理。第六条 莫作非為。」
- 19) 多賀秋五郎『近世アジア教育史研究』文理書院 1966 年 P. 704.
- 20) 三田村泰安助「明と清」『世界の歴史』14 河出 書房新社 1969 年 PP. 325-330,
- 21) 聖諭十六条の原文:「1 敦孝弟以重人倫。2 篤宗 族以昭雍睦。3 和郷黨以息争訟。4 重農桑以足衣 食。5 尚節儉以惜財用。6 隆学校以端士習。7 點 異端以崇正学。8 講法律以敬愚頑。9 明禮譲以厚 風俗。10 務本業以定明志。11 割子弟以禁非為。 12 息誣告以全善良。13 誠匿逃以免株連。14 完 銭糧以省催料。15 聯保甲以弭盗賊。16 解讐忿以 重身命。」
- 22) 『台灣綠督府民政事務成蹟提要-台灣舊制度考』台 灣綠督府民政局 1897 年 PP. 51-56.
- 23) 安部健夫『清代史の研究』創文社 1971 年 PP. 48-49.
- 24) 前掲書 14 P. 383.
- 25) 大谷敏夫 『清代政治思想史研究』 汲古書院 1991 年 PP. 487-488。
- 26) 伊藤 深『台湾-四百年の歴史と展望』 中公新書 1993 年 PP. 38-40.
- 27) 『台灣教育誌稿』 台灣總督府民政部總務局学務課 1902 年 PP. 8-9.
- 28) 伊能嘉矩『台湾文化志』PP. 2-4.
- 29) 鈴木健一「郷村教育-明代里甲制と郷約の教育史的意義」『近世アジア教育史研究』文理書院 1966年 PP. 698-702.
- 30) 宮崎市定『科學』中央公論社 1992 年 PP. 30, 34, 42, 50, 56,
- 31) 前掲書 30 PP. 31.
- 32) 林 友春 「唐・宋書院の発生とその教育」 『学習院大学文学部研究年報 2 | 1954 年 PP. 134-135.
- 33) 前掲書 11 P. 141.
- 34) 前掲書 11 P. 139.
- 35) 前掲書 27 PP. 9-12.
- 36) 前掲書 27 P. 1.
- 37) 前掲書 27 P. 10.
- 38) 前掲書 14 PP. 187-191.

- 39) 前掲書 27 P. 15.
- 40) 「台湾私法」(第一卷上) 「臨時台湾舊慣調查会第 一部調查第三回報告背」1910 年 P. 296.
- 41) 五十嵐正一『中国近世教育史の研究』国書刊行会 1979 年 p. 389.
- 42) 前掲書 27 PP. 39-40.
- 43) 前掲書 11 PP. 72.
- 44) 前掲書 38 P. 386.
- 45) 前掲書 38 P. 392.
- 46) 佐藤源治『台湾教育の進展』台湾出版文化株式会 社 1943 年 PP. 239.
- 47) 松島 剛·佐藤 宏共編 『台湾事情』 希陽堂 1897 年 P. 159.
- 48) 周 鍾瑄『諧羅縣志』下卷 P. 56.
- 49) 藍 州元「臺閩経理書」「東征集」 P. 39 1722 年。

- 50) 藍 ш元 「経理臺灣疏」『平臺紀略』 P. 68 1728 年。
- 51) 前掲書 43 P. 229.
- 52) 前掲書 11 P. 185.
- 53) 前掲書 11 P. 186.
- 54) 前揭書 11 P. 187.
- 55) 林 蒙『彭湖鹽志』第二冊 台灣銀行経済研究室 1963 年 P. 176.
- 56) 史 明『台湾人四百年史』 新泉社 1974 年 PP. 175-176.
- 57) 片岡 巌『台湾風俗誌』 背史社 1983 年 P. 1006.
- 58) 酒井忠夫 前掲書 19 付編「近世中国教育の影響」 P. 821-833.
- 59) 前掲書 11 P. 188.